

①第7条第4項『議会報告や意見交換』についての回答案

議会報告や意見交換については、市民説明会やパブリックコメントで、行うと規定すべきというご批判や、意見交換は行うべきという多くのご意見をいただきました。

この点は、市議会としても課題として捉えており、市民説明会後に行った議会運営委員会による先進地視察においても、議会報告会については、議員との直接対話を求める市民の声が非常に強く、中立的な立場で議員が議会報告をすることは、参加された市民、議員双方に不満が残ることや参加者の固定化等の課題があることが明らかになりました。また、多様な意見を持つ議員により組織される議会の長を生かして、各種団体とのテーマ設定をした意見交換を中心に運用し、いただいた意見を議員による政策提案につなげる事例も見られました。

それらを踏まえて協議した結果、「議会報告や意見交換」は「意見交換」とし、できる規定から「行うものとする。」に改めることとしました。

②同項『議会報告や意見交換』についての逐条解説案

(改正前)

- ・ この条例の第3条で、市民に対して説明責任を果たすことを議会の活動原則の1つとしました。そのためには、地域に向いて議会の報告会等を行うことや各種団体など市民との意見交換会等を行うことができることを明記しました。

(改正後)

- ・ この条例の第3条で、市民に対して説明責任を果たすこと、市民の多様な意見を踏まえ十分な討議のもとに議会運営を行うことを議会の活動原則の1つとしました。また、第4条で、市民生活に関わる課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めることを議員の活動原則として規定しました。そのためには、地域に向いて議会の報告会等を行うことや各種団体など市民との意見交換会等を行うことができることを明記しました。